

令和 3 年

第 6 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第6回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年6月10日（木曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中19名

4 農地利用最適化推進委員出席者

*新型コロナウイルス感染防止対策のため出席を求めています。

5 議事

- ・報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第18号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第20号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第21号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中全員の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 6 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。農繁期のお忙しいところ出席ありがとうございます。本日も、新型コロナウイルスの感染防止対策として、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮願って総会を開催しております。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 11 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 64 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 5 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 6 件、利用権の設定 88 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 4 件です。空家に付随した特例面積適用農地の指定について 1 件、従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、5 番委員、6 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 6 号の 64 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 64 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 6 号について質問はございませんか。

16 番委員 法人関係は、どのあたりの法人ですか。

事務局 西町、役犬原、黒流となっています。

16 番委員 わかりました。

議長 他に質問はありますか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 6 号を終わります。続きまして、議案第 18 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 5 件、4 条 2 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 18 号農地法第 3 条による許可申請の 5 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 5 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請

理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条5件は決定します。

つづきまして、第4条2件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第18号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。

順位1番から5番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた5番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

5番農業委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所から北へ、約3.8kmのところになります。申請面積は258㎡で、申請人の父が農業倉庫及び通路を設置しており追認申請するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北へ、約2.5kmのところになります。申請面積は21㎡で、個人住宅への進入路として通路を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から東へ250mのところになります。申請面積495㎡の敷地に、個人住宅(建築面積141㎡)を建設するものです。農地区分は、

J R赤水駅から300m以内の第3種農地となり、原則許可となります。

- 5条順位2番を説明します。
申請地は、阿蘇地域振興局から1.2kmのところになります。申請面積406.69㎡の敷地に、個人住宅（建築面積134㎡）を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。
- 5条順位3番を説明します。
申請地は、阿蘇市役所から南東へ約2.7kmのところになります。申請面積は、334㎡で、申請人が営む造園業の事務所及び駐車場として計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の第1種農地となりますが、集落接続のため転用は可能です。
- 5条順位4番を説明します。
申請地は、市役所内牧支所から南東へ、約1.7kmのところになります。申請面積は292㎡の敷地に、個人住宅（建築面積101.43㎡）を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の第1種農地となりますが、集落接続のため転用は可能です。
- 5条順位5番を説明します。
申請地は一の宮町運動公園から東へ600m行った場所になります。平成27年7月に太陽光発電設備（営農型）の転用許可を受けており、今回、一時転用期間3年が満了となるため2回目の更新を行うものです。申請面積は、全体面積は34,460㎡ですが、営農する部分を除いた支柱等の面積分の122.37㎡となります。更新条件としましては発電施設の下で耕作し、その作物が地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないことが更新条件となります。申請地は、牧草（オーチャードグラス）を作付しており、過去3年の収量については、平均単収の8割の単収があり、平均単収以上の収穫が見込めっていると聞いております。なお、営農型太陽光発電施設のため、県の審議会にかけることになっています。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。
(発言なし)

議 長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条2件、5条5件は決定します。

これで議案第18号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第19号所有権移転の5件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から6番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第19号の所有権移転について何か質問はありませんか。

12番委員 順位2番、4番について40万及び50万について、反当りの単価が安いのですが、農業公社として問題はありませんか。

事務局 農業公社としては、単価については、今後の買い手との話はなしができており売地及び買い手の条件がクリアしておれば問題はありません。売り手と買い手にそれぞれメリットがありますので、あっせんが出来る農地であればあっせんを事務局としては進めています。

12番委員 それならば、単価の高い安いでの問題はないのですね。

事務局 単価での問題はありません。ただし、基盤整備の基準単価の目安として反当り今現在70万円を提示しています。その点は、あっせん時の最適化推進推進委員の方々が直近の売買価格や近接地の動向を助言していただくようお願いしています。

15番委員 今は、田を売りたい人は、たくさんいると思うのですが、公社がいくらぐらいと決めつければ、買う人はいなくなると思います。

議 長 公社は、値段について提示はしません。先ほど事務局が申したとおり相対で決まりますので、今現在の相場等を申しているだけであって、最後は売り手買い手決まると思います。よろしいでしょうか。

議 長 他に質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議 長 次に議案19号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第19号2番の利用権設定の88件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位88番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第19号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定88件は決定します。

これで議案第19号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第20号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から4番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案20号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案20号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第20号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっております。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 班長を務められた5番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

5番委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

申請地は、J R赤水駅から南へ、約200mのところになります。申請面積は154㎡で、隣接する空き家に付随した農地の指定を申請するものです。現況は、庭先農地で現在は、遊休農地の状態です。

以上で、現地調査報告を終わります。調査班としては、空き家に付随する農地として該当すると、判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

16番委員 駅から200mですので、第3種農地となり農地転用は可能な場所とは思いますが、すぐに転用案件として申請された場合どうするのですか。

事務局 買い手につきましては、5年間の維持管理に関する誓約書を提出していただきます。あくまでも農地として購入しますので、5年間については、原則転用出来ないこととなります。

16番委員 わかりました。

議 長 それでは、審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

3番委員 現在は、遊休農地の状態ですが、農地として問題ありませんか。

事務局 実際のところ農家の方の購入ではないので、作物を植えることはないかもしれませんが、5年間適切な維持管理をしていただく誓約等になっております。

3番委員 わかりました。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案21号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第6回総会を閉会いたします。